

令和7年度地球市民かながわプラザ事業計画書

1 管理施設の維持管理に関する業務

(1) 管理施設における保守管理業務

法令又はそれに準じた指針等に基づき、業務を行うことを前提にしています。その他以下に掲げる点についても施設・清掃・設備維持管理における最重要課題として取り組みます。

なお、業務委託にて実施する内容については、基本的に神奈川県登録業者を対象に、一般競争入札制度を取り入れ、経費削減に努めます。

ア 保守点検業務

本業務は、他社への業務委託にて行います。業者選定にあたっては県内に営業拠点を置く、信頼性の高い業者を優先して採用し、迅速且つ適切な業務実施に努めます。

なお、対象となる点検機材は生産が止まっているもの、部品の調達に時間がかかるもの、図面が古くその解説に時間がかかるもの等、取扱業者は限定されますが、事前の打合せ等詳細に行うことで保守点検を迅速且つ適切に遂行します。

イ 備品等保守管理業務

施設や設備、機材等の保守点検同様、各種事業の実施・運営に必要な備品等の維持管理に努めます。備品については、県の管理備品との区別も明確にし、その状態を含め、管理を行います。また新規の備品等の導入時は、管理簿へ適切に登録します。消耗品も同様に、事業実施に支障を来すことのないよう、常日頃の管理・確認をします。

(2) 管理施設における環境維持管理業務

ア 清掃業務

本業務の日常清掃と定期清掃は他社への業務委託にて行いますが、快適な施設空間を維持していくために、以下の内容で業者と日々連携していきます。

(ア) トイレ、給湯室、事務所、各展示室、その他各室等細菌の発生元となりやすい箇所について消毒効果を伴う資材（洗剤等）を使用することにより、施設内感染防止に努めます。

(イ) 使用資材は、経費節減及び環境保護の観点から使用を最小限に留めるとともに、月毎の使用実績を記録し、在庫管理を定期的に行います。

(ウ) コロナやインフルエンザ、ノロウイルス等の感染症が発生する時期には、特に留意し施設内での感染防止対策に努めます。

イ 保安警備業務

利用者にとって快適な利用環境を常に保つことに留意し、迷惑行為や置き引き等の抑止や、急病人の救護や自然災害等含む緊急時対応への備えのため、職員による施設内の見回り等を行います。

(3) その他管理施設の維持管理に必要な業務

ア 事故対応マニュアルの整備と演習

事故発生時に迅速に対応できるよう「事故対応マニュアル」（防犯・防災チェックシート）の名称で作成）の整備をさらに進め、施設利用者、職員双方の安全確保のため、日頃のリスクマネジメントと安全意識の徹底を図ります。

なお、緊急時に同マニュアルを確実に運用できるよう、職員への関連講習、日々の訓練等の教育を行うとともに地域の警察や消防と連携し、イベント等の実施に当たっては事故・災害・病気等発生を想定した事前確認を行います。

イ 主要な設備の更新

2階のプラザホール、5階の映像ホール、常設展示室やその他施設設備の保全について、定期点検結果等も踏まえ、施設利用者等の安全に関わる修繕を優先的に行って来ましたが、開館後四半世紀が経過し、基本設備の老朽化とともに、部品の供給終了に伴い修理不能に陥る可能性が高まっています。

こうした事態への対応として、県と協議の上、機能維持のため修繕可能な個所について計画的に修繕を進めて行きます。また、5階常設展示室等につきましても経年劣化している部品交換作業を随時行う予定であり、今後も引き続き修繕可能な個所について、計画的な修繕を行います。

エレベーターについても、これまでの修繕事項及び点検業者からの指摘事項等を踏まえ、安全を最優先に修繕を行い、機能の維持に努めます。

2 管理施設の運営に関する業務

(1) 管理施設の利用の受付及び承認に関する業務

ア 施設の利用受付

貸出施設の利用申込等手続及び空き状況の照会は、プラザホールも含め神奈川県公共施設利用予約システム（e-kanagawa施設予約システム）を利用して行います。

鍵の受け渡しについては必要に応じ最大21時まで事務所受付で対応し、貸室利用の終了時間22時の鍵の返却については、使用後の室内のチェックを含めその鍵の保管を施設内警備業者に再委託します。

イ 常設展示室受付案内業務及びホール運営管理業務

本業務は、他社への業務委託にて対応します。業者選定にあたっては、県内に拠点をもち、経験豊富な人員を配置できることに配慮し、迅速且つ適切な業務実施に努めます。

受付案内員のリーダーについては、「普通救命講習」を受講し、AED操作等救命技能を有する人材を配置します。ホール運営管理業務については、専門性（同規模施設での経験、10年以上の経験等）の高い人材を配置できるよう業者選定には配慮します。

(2) 管理施設の利用案内に関する業務

ア 利用者ニーズの把握

(ア) 簡易アンケートは、各イベント（企画展、映画、講演会等）のアンケート内容を吟

味し、次回以降の事業に反映させます。

(イ) 受付（事務室、情報フォーラム・映像ライブラリー、常設展示室）で利用者からのご意見や反応を観察しながら、ご批判や要望等担当者および担当責任者（チーフ）が作成した報告書を館長が確認し、改善すべきかどうか判断します。月例報告書にまとめ即応すべきかどうかを記録し、県へ報告します。

(ウ) 詳細アンケートは第2～第3四半期前後に実施します。アンケート回答へのご協力へのお礼として、あーすぷらざのノベルティグッズ（ボールペン）乃至は常設展示無料招待券をお渡しします。これにより、今後の施設運営の改善に寄与するような、有意の回答を回収できるようにと考えています。また、これまでは300件以上の回答を集計・報告しましたが、来館者数を母集団（40万）と想定した場合の回答の許容誤差を5%以下とする場合、必要となるサンプルの大きさは400以上であることを踏まえ、2025年度はその回答件数を500としそれらを「利用者満足度調査集計（2025年度）」としてとりまとめます。

イ 苦情処理

(ア) アンケートや電話等で苦情やトラブルがあった場合は、担当者（委託業者の受付を含む）が対応します。窓口対応で完結しない場合は、マネジャーまたは担当のチーフが対応します。その内容によっては、館長自ら直接対応し、解決を模索します。

(イ) いかに当方がルールに則り、正しい判断に基づく対応をとったとしても、施設利用者に不愉快な思いをさせてはならないと考えます。あくまでも丁寧な説明と対応を心掛け、時間をかけてでも利用者の納得を得るように努力するという対応の基本を全職員に徹底します。

(ウ) 上記のトラブルについては、重大な事案は即刻、国際課へ通報し、通常の内容であれば月例報告書に記載します。

3 利用料金の徴収に関する業務

観覧利用料金については、施設利用者の意向を反映し、平成28年度に改定した、大人料金400円（平成27年度450円）、学生・シニア料金を200円（平成27年度300円）の額を継続します。利用料金は、条例第13条の規定に基づき定めた「神奈川県立地球市民かながわプラザ利用料金減免基準」により、減額または免除するものとします。

4 事業の実施に関する業務

(1) 学習センター事業

A 展示学習事業

こどもから大人まで幅広い年齢層にプラザの理念や趣旨を魅力的に伝え、家族連れや友達同士で楽しく学べる充実したプログラムの提供や展示を行います。

世界のあそび、言葉、衣装、民族楽器といった国際理解や戦争の歴史・地球規模の課題をテーマにしたプログラムを実施します。また、こどもファンタジー展示室では、地球市

民意識の基礎となる豊かな感性を育てるため、幼児を対象に合唱や音楽に合わせた体操、絵本の読み聞かせ等を行います。

B 展示企画事業

プラザの設置目的を踏まえ、年3回の企画展を開催します。

ア 戦後80年企画「人はあそぶ～昭和こども玩具展」(仮題)(予定:有料企画展)

実施時期:2025年4月下旬～7月上旬

どの時代にも子どもたちの傍らに必ずある「玩具」には、その時代の暮らしや文化の特徴が現れている。2025年で戦後80年を迎える節目に、こどもの暮らしや文化、昭和史を、玩具を通して可視化することで、平和の尊さを見つめ直すきっかけを提供する。

イ 神奈川県中学校文化連盟芸術祭 第59回神奈川県中学校美術展(仮題)

(予定:無料企画展)

実施時期:2025年11月の内2週間

県下の国・公立・私立・在日外国籍中等部等の中学校から優れた美術科作品を各校1点ずつ展示します。来場した子どもたちが、様々な表現にふれ、認め学び合い、豊かな感性を育む場を目指します。また、関連企画として、国際理解に通じる展示等も行い、「美術」「教育」「国際」を融合した企画を提供します。

ウ 企画展「オードリー・イン・シネマ」

(予定:有料企画展)

実施時期:2025年12月上旬～2026年3月上旬

世代を超えて愛される永遠の映画スター オードリー・ヘップバーン。彼女の青春時代は、第二次世界大戦の真っ只中、バレリーナになる夢がついえることから始まりました。後半生のほとんどを国際連合児童基金(ユニセフ)での仕事に捧げる等、慈善活動を行うハリウッドのスターの先駆けともなりました。戦後80年および国際連合成立80年の年にオードリー・ヘップバーンを題材とする写真展を開催することで、苦難に屈せず創造性をもって未来を築いていくことの大切さを伝えます。

C 映像ホール事業

映像を通して世界の現状を知り、子どもの感受性や想像力を育てていくことや、国際理解・国際平和や、共生社会の実現に向け、私たちにできることを考えるきっかけとなる上映会を開催します。開催の曜日や時間等を複数設定し、アニメーション、ファミリー作品、来館のきっかけになる話題作等、多岐にわたる作品を上映することで、様々な層を取り込んでいきます。

ア 「アースシアター」年24回以上

一般公開が難しい開発途上国の映画やプラザの目的にあった映画等を上映します(年24回のうち12回は無料で実施)。幅広い年齢層や世代が参加できるよう実施日時や時間を工夫し、映像ホールを中心に近隣住民も参加しやすい場所や動線を会場に設定して実施していきます。映画によっては監督や関係者によるトークショーや、関連イベント等

も合わせて実施し、地球市民意識の醸成を促進します。

イ 「こども映画会」 (通年)

主に幼児、小学生向けに、プラザの設立目的である「こどもの豊かな感性の育成」や「地球市民意識の醸成」に寄与する映画の上映会を実施します。

ウ 校外学習サポート (通年)

校外学習の受け入れに際し、オリジナルアニメ「この星の上に」の他ライブラリー所蔵の作品等学習ニーズに対応した作品を上映します。

D 交流交歓学習事業

ある特定の国や地域を取り上げ、その文化や伝統に触れる企画、または外国人住民と交流する企画を年 12 回程度実施します。2025 年度は TICAD9 開催に伴いアフリカ地域をテーマに取り上げるとともに、多角的視点から、その文化や伝統を学ぶことで、国際理解につながります。

E 地球市民学習事業

地球市民学習事業は、幅広い年齢層を対象に、世界的、社会的課題について広く周知し、地球に住む一人として、それらの解決に必要な素養を身に付けることを目的に、ワークショップ等の多様な形式で年 6 回実施します。また、2025 年が戦後 80 年であるため、平和についての学びを醸成できる内容を盛り込みます。

F カナガワビエンナーレ国際児童画展開催

絵画を通じて、こどもたちの夢と創造力を育み、神奈川のこどもたちに世界を、世界のこどもたちに神奈川を紹介し、国際理解と国際交流の推進を図ります。2025 年度は、第 23 回展の展覧会及び巡回展を行っていきます。その他、これまでの応募作品の活用として過去の入賞作品の貸出、館内での掲示やホームページ運営を実施します。

G 展示運営・展示ボランティアの運営

①常設展示室等運営

- ・利用者、学習プログラム（衣装、楽器、家屋ツアー）各種研修、視察への対応
- ・展示施設・設備（常設展示室、ボランティアルーム、収蔵庫及び特別収蔵庫）の運営
- ・データ及び機器の更新及び日常保守点検

A：「パネルデータ及び解説」は、県と協議のうえ、別添に記載との通り、更新を行う。

B：「運営の基盤となる機器」は、更新が必要なものについては、別添¹に記載との通り県と協議のうえ、更新を行う。

C：故障・破損の場合は修繕の手配を行う。

②展示運営ボランティアシステム運営

- ・展示ボランティア全体連絡会を実施
- ・展示ボランティアの育成を目的に、以下の研修を実施

案) チームビルディング研修
平和についての研修
多文化共生についての研修

- ・ 展示ボランティアの活動に対する支援及び指導等

H 校外学習の受入等

- ・ 教員等からの校外学習相談への対応
- ・ 利用前後及び利用当日の学習指導案作り
- ・ プラザ施設を活用した体験的な国際理解教育、平和教育プログラム等の実施等
- ・ 学習資料等の作成等受入れ促進の実施
- ・ 国際理解・国際協力等に関わるワークショップの実施提案

I その他、提案事業

ア アウトリーチ事業

(ア) 神奈川県環境保全への理解の促進

環境保全についての理解を促進するため、参加者を募り、館外での自然体験活動プログラムを実施します。

(イ) 国際理解教育の出前講座

プラザに訪問することが難しい神奈川県内の学校へ出前講座を実施します。

イ その他、館内実施事業等

(ア) 館内インフォメーションツアー 月2回程度

施設利用者が楽しく国際理解や多文化理解について学べるよう、常設展や企画展にとどまらず、館内の様々な施設・機能を利用しスタンプラリー及びガイドツアーを実施します。

(イ) ハロウィンイベント 10月下旬

10月下旬のハロウィンに合わせ、世界のお化けを紹介するプログラムを実施します。栄区や町内会等近隣地域とも連携し、地域住民との交流の場となるようなイベント形式に取り組みます。

(ウ) キャンドルナイト

電気を消してスローな夜を過ごすキャンドルナイトを実施します。近接する港南台、洋光台で行われるキャンドルナイトイベントとの連携を図ることで、活動成果の広がりを企図します。

(エ) 緑のカーテンプロジェクト

プランター栽培で緑のカーテンを設置します。近隣住民や子ども達を集め、一緒に種や苗木をプランターに植える作業を行なうことで、エコ活動の啓発につながるイベントとします。

(オ) あーすぷらざ青年塾 通年

高校生からを対象に、グローバル・多文化共生社会を生きる実践人を育成するプログラムを実施します。

J インターンシップ／教員研修事業

プラザ事業に対する理解を深めてもらうため、中学生の職場体験や、高校生・大学生のインターン及び社会教育実習生を受け入れます。また、現職教員の5年次、10年次研修の機会も提供します。

(2) 情報センター事業

A ライブラリー事業

大人が地球市民意識を醸成し、多文化共生及び国際交流・協力活動を学ぶための図書や映像等の資料を揃えると共に、子どもが絵本や雑誌及び映像に親しむために工夫を加えたライブラリー運営を行います。

ア 映像・図書資料の収集整備

プラザの趣旨に沿った「国際理解」「人権」「世界」「環境」「多文化共生」等に関する図書資料を収集整備します。特色ある専門図書館として、外国の絵本収集を積極的に行います。また、小中学校の調べ学習にも対応できるように、特集展示等を行います。

イ 図書の貸出及び視聴覚資料の閲覧サービスの提供

地球市民意識を醸成し、多文化共生及び国際交流・協力活動の促進に役立つ資料を県民に提供できるよう、上記資料の貸出及び閲覧を促進します。

ウ 図書管理システムの管理運営

図書管理システムに新規購入図書の更新を行い、利用者対応の向上を図ります。

エ 映像視聴システムの管理運営

現行の視聴管理システムを継続利用して運営します。また、個人及びグループでの視聴に対応できるブースづくりを行います。

オ こどもコーナーの運営

読み聞かせのできる「こどもコーナー」に子ども向けの図書、絵本、映像を増やし、本を読む楽しさや読書のきっかけを提供し、こどもが豊かな感性を育むための機会を提供します。また、多言語読み聞かせやプラザの趣旨に沿った読み聞かせを行います。

B 外国籍県民支援事業

これまでの事業運営を基本に、他の支援団体、民間団体との連携を充分に図り事業運営を行います。

ア 外国籍県民生活支援等に関する情報の収集整備

外国籍県民生活支援等に関する情報をこれまで通り情報収及び更新を行い、適正に閲覧、情報提供できるようにします。

イ 外国籍県民相談事業（一般及び法律相談）

情報フォーラム内に設置された外国人住民のための相談窓口において、適切な情報の提供・助言を行うことのできる相談員を配置し相談業務を実施します。川崎県民センターと県央地域県政総合センターに人材を派遣し相談窓口運営を適正に行います。加えて、

社会福祉士や行政書士等の専門家の協力も得ながら相談事業を展開します。

(ア) 相談窓口事業

各言語で適切な助言のできる相談員を配置します。職員と相談員との連携を強化し、相談員が安心して相談業務に取り組める体制づくりに努めます。加えて、出張相談として、行政書士相談会等の専門的な相談を実施します。

(イ) 連絡会の開催

入国管理局やハローワーク、弁護士会等の専門機関および国際交流ラウンジ等とのきめ細やかな情報交換のため、連絡会を年1回以上開催し、県の相談窓口として関係機関との情報共有を行って連携を深めます。

(ウ) 研修会の開催

県内各市町村の外国人相談窓口の相談員や通訳者、外国人住民支援の活動をする団体職員やボランティア等を対象にした研修会を年5回実施します。また、相談員内部全体会議を年1回実施、情報共有と相談技術向上を目指します。

ウ 外国籍県民相談事業（教育相談等）

情報フォーラム内に設置された教育相談窓口で、外国につながる子どもたちとその家族や支援者を支援するための相談事業を実施します。また、一般相談から教育相談への連携強化を行います。

(ア) 教育相談事業

相談対応は教育相談コーディネーター（教員経験者を含む）と相談サポーターできめ細やかな相談業務を実施します。

(イ) 教材・情報の収集、提供（データベース化、インターネットの活用等）

日本語関係の教材の更新を行うとともに、他都道府県や市区町村及び国際交流協会等で使用している教材や、未就学児に特化した資料も積極的に収集し、情報提供を行います。加えて、大学生を中心にしたフィールドワークを受入れ、施設見学等を行うことで、双方向の学習の場を提供します。

(ウ) アウトリーチによる支援活動

教育委員会や学校現場に出向き行う支援者を対象にした出前講座・出張相談を行い、支援活動の開拓をします。

(エ) ネットワークの構築

「日本語学習者・支援者のための集い」を引き続き実施し、日本語指導法について学ぶ場（講演/講座やワークショップ等）を通じた支援者間のネットワーク作りを行います。

C 広報・情報発信事業

ア プラザ施設案内、各種事業や地球市民学習に役立つ情報を掲載した広報物の発行

年3回発行の機関紙「壁新聞」、月1回程度のメルマガ、Twitter、Facebook、Instagram等のSNSを活用し、その他催し物の案内やチラシ等を作成して、学校、公共施設等へ配布します。

イ ホームページ運営

見やすく、わかりやすいホームページの運営をします。また、リンク切れ等がないよう情報の更新に注意し、視覚的にも魅力的な、潜在的な関心層を惹きつけるページデザインを心がけます。レジャー情報誌、タウン情報誌への掲載、加えて、SNS や動画サイトにおいても有料広告を活用します。

ウ 複写機の設置

2 F 情報フォーラム、映像ライブラリー、1 F 事務室に複写機を設置し運営します。

D 指定管理者による提案事業

ア 多文化共生意見交換会の開催

有識者を招いての意見交換会を行い、分析結果や提案事項を基に、相談窓口の改善や相談員のレベルアップや情報・相談センター事業全般の業務改善につなげていきます。

イ 青年海外協力隊経験者による海外の多文化共生情報の紹介

青年海外協力隊体験談を紹介し、海外の共生事例を伝えることで、日本の多文化共生に寄与できるような講座や勉強会の場を創出します。

ウ 青年海外協力隊経験者の相談事業等への活用

青年海外協力隊経験者のネットワークを駆使し、相談事業において早急に通訳の手配を行い、外国籍住民の支援に寄与します。

(3) サポート・ネットワーク事業

上述(2)、情報・相談センター事業との連携をてこに、NPO や施設利用者の活動を支援すべく、そうした活動の場・機会を総合的に提供します。

A NPO 等活動支援事業

ア NPO 等が実施する事業に対する広報・PR 等の支援

NPO 等が実施する企画・事業をサポートし、プラザの設立趣旨に合致する事業に対し、活動場所の提供や広報・PR 等を支援します。多文化共生社会、または外国籍県民にのみターゲットを絞ることなく様々な人々を包含した多様な社会、異なる文化等違いを楽しみ受容することのできる社会、そうした社会の実現を目的としたイベント等の情報を、ホームページ掲載、SNS を通じての発信、また当該団体が作成したフライヤー等の館内配架等、入居 NPO 団体の活動に寄与する、より一層の広報協力を進めます。

イ NPO 等が発行するニューズレター等の収集整理

NPO 等のニューズレターの館内提示等を通して、団体やその活動を紹介します。

ウ NPO 等からの相談への対応

入居 NPO からの相談の多くは場所、情報、人材に関するものです。

場所に関し、打ち合わせや作業用のスペースや、フェアトレード関連物品や資料等の保管のためのキャビネットスペース等の手配、また各団体に関わるイベント関連のチラシやリーフレットといった印刷物の館内配架をする等します。

情報に関し、情報収集の場や機会の提供ができるように心がけていますが、そのため

に、2階情報フォーラム内に設けている市民活動支援のためのフォーラムスペースを活用していただいたり、また情報フォーラムが有する関連情報の資源である国内外247のNPO、NGOのニューズレターも同じく活用していただいたり、そうしたご利用案内をします。入居するNPO団体だけではなく、情報フォーラムに登録している団体も同じように、情報フォーラムのこれら資源を活用しており、その過程で新たな横の繋がりが生まれることもあるかと思ひ、当会としてもそうしたネットワークの広がりを支援していきます。

人材に関し、この国に繋がりがあつる人、あの文化圏への造詣が深い人、といった問い合わせを受けることがあります。その中でも、マイナー言語話者の紹介を求められることが多いように思ひますが、当会のOV会等の人材ネットワークを活用することで、でき得る限りそうした人材需要に応えられるようにしていきます。

エ 入居NPO等の打合せ無料スペースの提供

情報フォーラム内フォーラムスペースをプラザ設立趣旨に沿う入居団体に無償で提供します。またそのスペースは、広く有効活用されるよう、登録団体にも開放されていることから、そうした登録団体との繋がりを築く場として、利用者に周知します。

オ ラウンジの運営

使用頻度の高いラウンジの運営については、安全と衛生面に充分配慮し、地域の方々や施設を訪れた方々に気持ち良くご使用いただけるよう心がけます。

カ ロッカー、印刷機等貸出機材の管理運営

ラウンジ内に設置されている作業コーナーやロッカーの利用調整を行います。

キ 広報掲示板等の管理運営

これまでの通り実施運営を継続するとともに、文字サイズの拡大化、外国人住民向けの、かな表示（ルビふりや「やさしい日本語」表記も含む）等、わかりやすい掲示を行います。

B NPO等のための事務室運営事業

ア 利用団体の活動状況の把握

公平な基準で選考された団体（営利を目的とせず一定期間継続して国際交流や国際協力、異文化理解に関する活動団体）の活動状況を把握し、課題の改善に努めます。

イ 利用団体の活動支援

利用団体が打ち合わせや作業のできるスペースの確保、館内への広報物の掲示等、利用団体の活動を側面から支援します。

ウ 新たな公募および選考

次年度の更新に向けて利用団体の活動状況を基に継続意思の確認をした上で、新たな利用機会を確保します。また、事務室の空き状況に応じて適時、利用団体の公募、選考を実施します。

以上